

とめ 法人会 NEWS

平成27年2月12日発行

第71号

東和町米川の水かぶり

毎年2月初午の日、藁で作ったしめ縄やかぶり物を身につけ、顔に墨を塗り神々の使いとなった男たちが、家々の戸口に用意された桶の水を屋根にかけながら町を走り抜けます。国指定重要無形民俗文化財にもなっている長い歴史と伝統のある火伏せの行事です。

目次

- P.1 東和町米川の水かぶり行事
- P.2～3 平成26年分確定申告のポイント
- P.4 佐沼税務署からのお知らせ
- P.5 宮城県からのお知らせ、法人会トピックス
- P.6～7 会員企業リレー、支部紹介、法人会トピックス
- P.8 新春講演会、税制改正要望書提出

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

● 添付書類の提出省略

● 還付がスピーディ

法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

平成26年分

確定申告のポイント

平成27年
3月16日まで

1. 所得税及び復興特別所得税

●復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告については、復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられたところですので。

平成26年分の確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないうようご注意ください。

また、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」

定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

●株式等の譲渡所得等

平成26年1月1日以後に上場株式等の売却により生じた所得については、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます。

なお、平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、併せて所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税が課されます。

2. 贈与税

(1) 贈与税の申告

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、①「暦年課税」を適用する場合には、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき、又は②「相続時

精算課税」を適用するときには、贈与税の申告が必要です。

(2) 申告書の作成等

贈与税の申告書は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで

なお、相続時精算課税の適用を受ける場合や直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の適用を受ける場合には、贈与税申告書を必ず申告書の提出期限内に税務署に提出する必要があります。

期間と提出先

平成26年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付は、平成27年2月2日（月）から平成27年3月16日（月）までです。

送信できるほか、作成した申告書を印刷し郵送等で税務署に提出することもできます。

贈与税の申告書は、受贈者の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

税務署の閉庁日（土・日・曜日・祝日等）は、税務署

での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

(4)贈与税の納付

平成26年分の贈与税の納期限は、平成27年3月16日(月)です。

贈与税の納付については、

振替納税が利用できません。

現金に納付書を添えて金融

機関(日本銀行成人代理店)

又は住所地の所轄の税務署

の納税窓口で納付するなど

の方法により納期限までに

納付してください。

岡町、川内村、大熊町、双葉

町、浪江町、葛尾村、飯館村

の12市町村については、国税

の申告・納付等の期限延長措

置を平成26年3月31日をも

つて終了しております。

2 ただし、この期限延

長措置の終了により、当該

12市町村の納税者の方々が

複数年分の申告・納付等を

しなければならなくなるこ

と等を考慮して、1年間の

手続期間を設け、平成27年

3月31日までに申告・納付

等の手続を行っていただく

こととしています。

3 被災した納税者の中

には全国各地に避難されて

いる方もおられることから、

申告に関する相談等につい

ては、所轄の税務署だけで

なく、全国の最寄りの税務

署で対応できる体制を整備

しています。

なお、申告相談について

は、事前の予約をお願いし

ておりますので、まずは税

務署まで電話によりご連絡

ください。

※同日までに申告・納付

等を行うことが困難な方に

ついては、個々の事情を踏

まえ、更なる期限延長を行

うこととしています。

●国外財産調査等の提出について

その年の12月31日におい

て、5,000万円を超える

国外財産を有する方は、国

外財産の種類、数量及び価

格等を記載した『国外財産

調査』を翌年の3月15日ま

でに所轄税務署に提出しな

ければなりません。

なお、国外財産調査を提

出期限までに提出した場合

には、国外財産調査に記載

がある国外財産に関して所

得税・相続税の申告漏れが

生じた時であっても、その

国外財産に係る過少申告加

算税等が5%軽減されます

が、国外財産調査を提出し

なかつた場合や記載すべき

国外財産を記載しなかつた

場合には、その国外財産に

関して所得税の申告漏れが

生じたときは、その国外財

産に係る過少申告加算税等

が5%加重されます。

また、偽りの記載をして

提出した場合や正当な理由

がなく提出期限内に提出し

なかつた場合には罰則が適

用される場合があります。

※所得税法上の「財産及

び債務の明細書」との関係

財産及び債務の明細書には、

国外財産調査に記載した国

外財産に関する事項の記載

は要しません。

●はじめてみませんか？

青色申告

個人の白色申告者の方で

事業(農業)や不動産貸付

等を行う全ての方は、平成

26年1月から記帳と帳簿書

類の保存が必要となりました。

一定の水準で記帳を行い、

その記帳に基づいて正しい申

告をされる方には、「青色申

告」という制度があり、記

帳に基づいて正しい申告を

することで、税金の面でい

ろいろ有利な特典を受ける

ことができます。

記帳を行うのであれば、

節税効果のある青色申告を

是非お勧めします。

3. その他

●福島県下12市町村に係る国

税の申告・納付等の期限延

長措置の終了について

1 平成26年1月31日付

国税庁告示第3号により、

福島県の田村市、南相馬市、

川俣町、広野町、楡葉町、富

田町、川内村、大熊町、双葉

町、浪江町、葛尾村、飯館村

の12市町村については、国税

の申告・納付等の期限延長措

置を平成26年3月31日をも



佐沼税務署からののお知らせ

〒987-0511 巻米市追町佐沼字沼向109 電 0220-22-2501

申告書作成会場

- ① 開設場所： 佐沼税務署 1階会議室
 - ② 開設期間： 平成27年2月2日(月)～3月16日(月)
 - ③ 開設時間： 午前9時～午後5時
- ※ 土・日曜日、祝日は開設していません。

所得税の確定申告はご自分で作成してお早めに提出をお願いします！

- 確定申告書の作成・準備はお早めに。申告期限間近は会場が大変混み合います。
- 申告書作成に当たっては、「復興特別所得税」の記載漏れにご注意ください。

あなたの確定申告をサポートします

～給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

確定申告特集ページ

確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

- ex ○ 医療費控除の還付申告
- 住宅ローン控除の還付申告

また、確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・24時間いつでも使えます（メンテナンス時間を除きます。）
- ・画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。
- ・また、電子申告等データを作成すれば、e-Taxにより申告等を行うことができます。

ネットが便利
申告・納税



- ① ネットで申告
 - ② 添付書類の提出省略
(書類の提出又は提示を求められることがあります。)
 - ③ 還付がスピーディー
 - ④ 確定申告期間中は24時間受付
(メンテナンス時間を除きます。)
- ※ e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。

お知らせ

法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率を改正

平成 26 年税制改正に伴い、法人県民税・事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。
改正後の税率は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。

□改正のポイント

- ①「地方法人税（国税）」の創設に伴い、法人県民税法人税割の税率が引き下げられました。
※地方法人税の申告納付は、国（税務署）に対して行います。
- ②地方法人特別税（国税）の一部が法人事業税に還元されることに伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が引き上げられ、地方法人特別税の税率が引き下げられました。
- ③平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度にかかる予定申告に対しては、経過措置が設けられています。

【改正税率表】

□法人県民税法人税割

改正前		改正後	
超課税率	標準税率	超課税率	標準税率
5.8%	5.0%	4.0%	3.2%

□法人事業税（所得割・収入割）

法人区分		税率区分	改正前		改正後	
			超過税率	標準税率	超過税率	標準税率
電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人		収入金額の	0.765%	0.7%	0.965%	0.9%
その他の事業を行う法人	普通法人 (特別法人, 外形標準課税 法人以外)	所得のうち年 400 万円以下の金額の	2.95%	2.7%	3.65%	3.4%
		所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額の	4.365%	4.0%	5.465%	5.1%
		所得のうち年 800 万円を超える金額の又は軽減税率不適用法人	5.78%	5.3%	7.18%	6.7%
	特別法人 (協同組合, 信用金庫, 医療法人等)	所得のうち年 400 万円以下の金額の	2.95%	2.7%	3.65%	3.4%
		所得のうち年 400 万円を超える金額の又は軽減税率不適用法人	3.93%	3.6%	4.93%	4.6%
	外形標準課税法人	所得のうち年 400 万円以下の金額の	1.69%	1.5%	2.39%	2.2%
所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額の		2.475%	2.2%	3.475%	3.2%	
所得のうち年 800 万円を超える金額の又は軽減税率不適用法人		3.26%	2.9%	4.66%	4.3%	

□地方法人特別税

法人区分		税率区分	改正前	改正後
電気供給業・ガス供給業・保険業を行う法人		標準税率で計算した収入割額の	81%	43.2%
普通法人・特別法人		標準税率で計算した所得割額の	81%	43.2%
外形標準課税法人		標準税率で計算した所得割額の	148%	67.4%

※税制改正に関するお問い合わせは、課税の事務処理を行っている東部県税事務所 (Tel (0225) 95-1446) までお願いします。

「信頼される製品・会社・人づくりを」

～ 会社人間でなくいい、会社を思う人になろう～



《米山支部》
株式会社 松下塗装
代表取締役 坂井俊文氏

“「信頼される製品・会社・人づくり」をめざす”という(株)松下塗装様を訪問しました。

「会社人間にならなくていい、会社を思う人になって欲しい。」と静かな語り口で話す坂井社長さんは、鎌倉市在住の67歳。宮城に来て13年目に入るといいます。

会社は、昭和37年神奈川県横浜市に(有)松下塗装工業所を設立し、昭和61年、業務拡張のため、初代社長の両親出身地ここ米山町に宮城工場を新設。その後、この工場を引き継ぐ形で、平成15年1月(株)松下塗装を設立し現在に至るそうです。

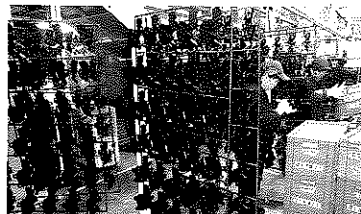
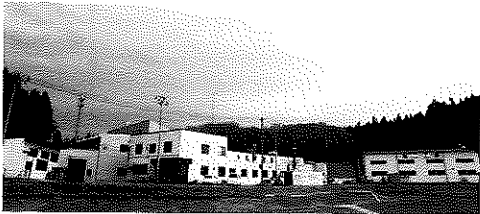
会社7工場で製造される主力製品は、カチオン電着塗装での自動車部品で、その他、静電塗装、粉体塗装、

耐熱塗装があり、全体の約90パーセントが自動車部品だそうです。又、ここで製造される製品は、トヨタ車・日産車への部品が90パーセント以上を占めるといいます。

この製造ラインでは、ロボット塗装のほか手作業の部分も多く、現在、77名の社員さんが働いています。

最後に、今後の目標をお聞きしますと「会社の発展もだが、社員の生活を守るため安定した経営に努めたい」と会社設立時の「思い・原点」を話して下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

法人会トピックス

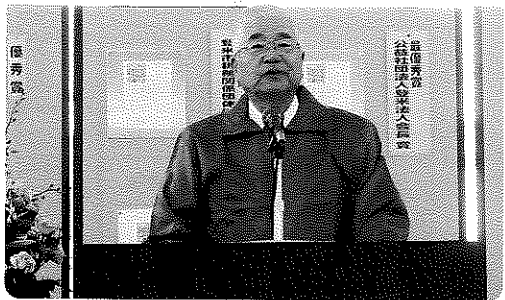
「税を学ぼう」と親子の税金クイズ大会を開催 「税に関する標語」の表彰式も挙

「税の啓蒙と租税教育の推進を図ろう」と、登米法人会では、十一月九日「第5回親子のふれあい税金クイズ大会」を登米・南三陸フェスティバルを会場に開催いたしました。この催しは、登米市内の全小学校から4年生以上の児童とそのご家族を募集し、佐沼税務署の全面協力を頂いての開催で、税金博士に扮した佐沼税務署阿部総務課長さんから、正解と解説を一问一問丁寧に説明して頂きながら、〇×形式で出題されたクイズ35問に親子でチャレンジ。

初めは簡単な問題で全員が正解されていましたが、進むに従って迷う問題も多く、次々と正解者が少なくなり、最後まで勝ち残った5名の児童に副賞(図書券)を贈呈。参加された皆さんは、楽しみながら税金の勉強ができた様子でした。

また、併せて「第2回税に関する標語の募集」表彰式も挙行され、応募520点から選ばれた優秀作品50点が表彰されました。

第2回税に関する標語の募集 主催 (公社)登米法人会 登米市税務関



開会挨拶する浅野俊会長



税金博士に佐沼税務署阿部総務課長



標語最優秀賞の荒井研人くん

支部紹介

登米法人会を支える管内設立第3号の石越支部を紹介します。

石越法人協会の設立

昭和四十六年十月、新しい納税制度の普及と納税道義の涵養を図ろうと、登米郡内三番目の石越法人協会が会員11社で設立され、初代会長には、小野寺紫郎氏(欄小野正石材店)が就任しました。

その後、昭和五十二年九月「1税務署1法人会」への要請高まりから登米郡法人会に一本化改組が行われ、以後石越支部として現在に至っています。

石越支部の活動

石越支部は、管内最小支部ではありませんが、会員の結束力が高く、長らく組織率でトップの座をキープしておりました。

近年は、石越地区内企業数も大幅に減少した関係もあり、事業は、支部総会と経営セミナー(共催)などで、活動内容の充実に努めています。



原野 勇 石越支部長
(欄ヤマガタヤ)

今後の活動

今後の活動目標は、全会員が参加できる新たな「会員交流事業」を計画し、会員の拡大を図っていかうと考えています。



支部総会風景



消費税稼税対策セミナー(共催)風景



女性部会 先進地視察研修会

今年度は、登米市から石垣島へ嫁ぎ「塩工場」を経営する方を訪ねる「石垣島と八重山諸島」視察研修会を計画しました。

100%海水のみで作ったミネラル豊富な無添加の塩は、しょっぱさの中にも旨みがあり、また、塩作りからできるニガリは美容効果に優れ女性に大変人気があるそうです。4日間の研修中に、天然記念物のカンムリワシを見ることもでき、大変有意義な視察研修会となりました。



女性部会 秋の鉢花設置事業

女性部会の社会貢献事業「鉢花設置活動」は、登米市役所各支所や登米市内警察署等の玄関先に鉢花を置かせていただき、来客等に少しでも和みを提供できれば、との思いからこの事業を始めました。

3年目となった今年度、佐沼警察署長より感謝状を頂き、部会員一同大変喜んでます。今後も、地域社会の発展に「女性ならではの」視点から貢献していきたいと考えています。



平成二十七年新春講演会

元山形新幹線伝説の カリスマ販売員 茂木久美子氏を招く!

平成二十七年新春を迎え(公社)登米法人会、(一社)宮城県経営者協会登米支部、登米市産業振興会の三団体共催による「新春講演会」が、一月二十六日午後三時三十分、ホテルニューグランヴィアを会場に開催されました。

講師には、元山形新幹線伝説のカリスマ販売員として知られる茂木久美子氏を招き、「人の5倍売る技術」〜テクニックより大切なもの〜と題した「自らも涙する」感動的な講演をいただきました。講演で

は、入社間もない頃のエピソードを中心に話され「学んだ上でマニユアルを超えることが大事だ」とも強調され、一四〇名を超える出席者を魅了いたしました。なお、彼女が記録した東京―新庄間の片道で54万円の販売金額は今も破られていないそうです。

講演会終了後は、佐沼税務署長、登米市長をはじめ関係機関等からの来賓を交えた新春懇談会が催されました。



主催者代表挨拶の佐藤幸一 経営者協会登米支部長



会場ギッシリの聴講者皆さん



講師の茂木久美子氏

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



布施市長、田口議長へ要望書を提出

平成27年度 税制改正要望

法人会では、毎年、全国約100万社の会員の総意をもとに、税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を訴えております。

11月17日、登米法人会では、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた「平成27年度税制改正要望書」を布施登米市長、田口登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を強く訴えました。



11月20日 佐々木豊治税理士



11月11日 青山孝税理士

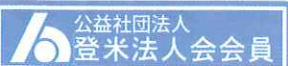
平成26年度 無料税務相談会を開催

登米法人会では、「税を考える週間」に合わせ11月11日、20日の両日、税理士会佐沼部会との共催で、今年度初めてとなる無料税務相談会を開催しました。

一般市民から事前に相談内容を受付けし、11日は、相続関係に青山孝税理士、20日は法人関係で佐々木豊治税理士がそれぞれ担当し、申し込まれた税務相談に応じました。

相談に訪れた皆さんは「解り易く丁寧に指導されて本当に助かりました。」と話していました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい